



## 多国籍グループ企業(3月決算)向け移転価格一括調整の期限及び注意事項

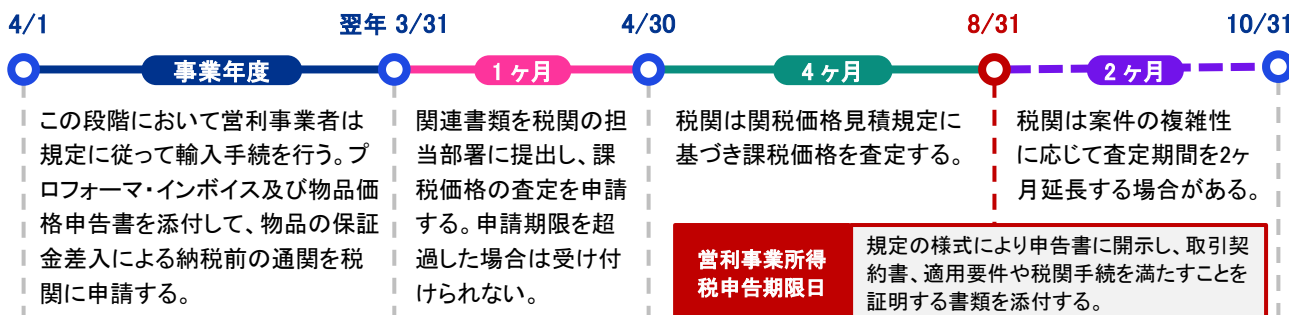
多国籍企業によるグループ全体の移転価格リスクの管理において、グループ内の関係会社間取引が独立企業原則に適合しないことによる二重課税の発生を回避するため、利益配分がグループの移転価格方針を満たすよう事業年度終了前に適切な移転価格調整を行うことがあります。

財政部2019年11月15日付台財稅字第10804629000号通達では、2020年度より営利事業者は要件を満たす状況において移転価格一括調整を行うことができると規定されています。規定では、営利事業者の輸入物品について、特殊な関係による関係会社間取引行為があり、取引価格が物品輸入時に決定できず、事業年度終了後に一括調整を行う必要がある場合、関務署が輸入物品の調整について公布した「税関による事業年度の移転価格一括調整の課税価格の審査要点」(以下、審査要点)の規定に基づき、物品輸入時に輸

入通関申告書に移転価格一括調整を行う旨を注記する必要がありますとされています。注記がない場合、年度終了後に関連調整を行うことは出来ません。

台湾と日本間の経済貿易交流は盛んであり、多くの日系多国籍企業が台湾に子会社を設立しています。日系企業の台湾子会社の関係会社間取引は「物品輸入」を主としており、「10804629000号通達」及び「税関による事業年度の移転価格一括調整の課税価格の審査要点」を満たさなければ、移転価格一括調整の適用が出来ません。また、日系企業の台湾子会社の事業年度は日本親会社と同じ3月決算(4/1～3/31)を採用していることが多く、申告期限が12月決算(1/1～12/31)と異なっています。ここでは3月決算企業を例として、物品輸入の移転価格一括調整の注意すべきスケジュールと要点を説明いたします。

### 申請及びスケジュール(3月決算事業年度の企業を例とする)



## 事業年度における輸入物品通関時

営利事業者が物品輸入時に移転価格一括調整を適用する場合、審査要点に従い物品の通関・引取り前に、プロフォーマ・インボイス、物品価格申告書を添付し、輸入物品の保証金差入による関税納付前通関申請書を記入し、暫定価格で税関に関税法第18条第3項第3号規定に基づく輸入物品の保証金差入による関税納付前通関申請を税関に提出します。また輸入通関申告書において以下の事項を申告する必要があります。

1. 特殊関係の欄にコード「138」(特殊関係があり、事業年度移転価格一括調整課税価格査定案件)を記入
2. 納税方法の欄にコード「65」(見積税金)を記入
3. その他申告事項の欄に「〇〇〇事業年度移転価格一括調整手続」及び営利事業者が適用する事業年度期間を記入

審査要点に従って通関する場合、輸入通関申告方法は「C2書類審査」又は「C3物品検査」となります。

## 事業年度終了後1ヶ月以内

営利事業者は事業年度終了後1ヶ月以内(3月決算企業は4月30日まで)に、「営利事業者の事業年度移転価格一括調整に係る輸入物品の課税価格の査定申請書」を税関に提出して課税価格の査定を申請する必要があります。申請書に明記すべき書類は以下の通りです。

1. 輸入通関申告書価格調整状況まとめ表(影響を受ける輸入通関書類の番号、項目番号、暫定価格及び正式なコマーシャル・インボイス価格、異動比率等を含む)。その内容は輸入通関申告書の番号順に記載しなければならない。また税還付、追納税額の各種税金を記載しなければならない。
2. 取引価格の決定理由又は価格計算方法

3. 関係会社間取引契約書、正式なコマーシャル・インボイス、支払証明及びその他税関が取引価格を審査する際に必要となる関連書類。

税関は期限を過ぎた申請を受理せず、直接価格査定を行うことに特に注意が必要です。

## KPMGの見解

日系企業の多くは3月決算で、2024年度は2024年4月1日～2025年3月31日です。移転価格一括調整を申請する予定の営利事業者は、2024年度の終了直前に事前に利益状況を確認し、関連証明資料を揃える必要があります。特に、物品輸入取引に対して移転価格一括調整を行う場合、事業年度終了後1ヶ月以内に(3月決算を前提とする場合は4月30日までに)、上記の資料を添付して税関に申請する必要があります。

また、従来移転価格一括調整を行っていなかった場合でも、商業環境の急激な変化を考慮し、移転価格一括調整の適用可能性に留意して事前に計画することをご検討ください。例えば、年度末近くになり物品輸入取引に対して移転価格一括調整を行う必要が出てきた場合に、規定に適合していないために一括調整ができないことによる税務リスクを回避するため、事業年度の最初から規定に基づき輸入物品の通関申告時にその他申告事項の欄に「〇〇〇事業年度移転価格一括調整手続」を明記することも考えられます。

## 作者

運営長 陳彩鳳

パートナー 張維欣



## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區  
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)  
F +886 2 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市 300091 東區  
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955  
F +886 3 563 2277

### 台南事務所

台南市 700002 中西區  
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988  
F +886 6 6229 3326

### 台中事務所

台中市 407059 西屯區  
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168  
F +886 4 2259 0196

### 高雄事務所

高雄市 801647 前金區  
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888  
F +886 7 271 3721

## Contact us

### Partner

#### 林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587  
E slin1@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195  
E kojitomonoko@kpmg.com.tw

#### 蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584  
E etsai@kpmg.com.tw

#### 陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

#### 柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592  
E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

#### 田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617  
E annatanaka@kpmg.com.tw

### 登記部門

会社設立、VISA申請

#### 吳 菁

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:02369  
E karenwu@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794  
E thirano1@kpmg.com.tw

#### 宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374  
E takuyaugajin@kpmg.com.tw

### kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2025 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者: 陳彥富統括 / KPMG台湾

